



# 群馬県報

平成19年  
7月20日(金)  
第8501号

## ■ 目 次

ページ

### 規 則

○群馬県障害者自立支援法施行細則の一部改正（障害政策課）	2
○群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部改正（職業能力開発課）	2

### 告 示

○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）	3
○土地収用法の規定による事業認定（用地課）	4
○道路の区域変更（道路企画管理課）	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正（会計課）	6
○同	7

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（NPO・ボランティア推進課）	7
○同	7
○予防接種業務を行う医師（保健予防課）	8
○土地改良事業の完了（農業基盤整備課）	10
○開発工事の完了（建築住宅課）	10

### 公安委員会規則

○群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則及び利用カード等自動販売機等による販売等の届出に関する規則の一部改正（少年課）	11
---	----

### 入札公告

○一般競争入札の実施（工業振興課）	12
-------------------	----

## 規則

群馬県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を(二)に公布する。

平成十九年七月二十日

群馬県知事 小寺弘之

### 群馬県規則第七十一号

#### 群馬県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

群馬県障害者自立支援法施行細則(平成十八年群馬県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。  
第五条第一項中「とき」の下に「その他知事が必要と認めるとき」を、「市町村」の下に「国民健康保険団体連合会」を、「指定事業者等」の下に「又は法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービス若しくは法第七十七条に規定する地域生活支援事業を行う事業者等」を加え、同項に次の一号を加える。

#### 八 その他知事が必要と認める事項

附 則

(一)の規則は、公布の日から施行する。

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月二十日

群馬県知事 小寺弘之

### 群馬県規則第七十二号

#### 群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例施行規則(昭和四十八年群馬県規則第七号)の一部を次のように改正する。  
別表第一高崎産業技術専門校の項中「機械科」を「機械技術科」に改め、同表太田産業技術専門校の項中「電気保全科」を「電気システム科」に改める。  
別表第二太田産業技術専門校の項中「二〇〇人」を「一五人」に改める。  
別記様式第一号一表面中

「**高卒以上コース**」を「**普通課程**」に、

「受験番号」	*
第1志望科	第2志望科

「区 分 一般試験・推薦試験 受験番号」\*

第1志望科	第2志望科
同様式(表面中)	
「一般コース」	「短期課程」
受験番号	*

「区 分 一般試験・推薦試験 受験番号」\* を 「 短期課程 」 に、  
受験番号 \* を

区 分	一般試験・推薦試験	受験番号	*
第1志望科	第2志望科	第1志望科	第2志望科

に改め、

受験番号 \* を

2 1 (一)の規則は、公布の日から施行する。  
この規則の施行の際現に群馬県立産業技術専門校に在校している者に係る平成十九年度中の科目及び定員は、改正後の別表第一及び別表第二の規定にかかるらず、なお従前の例による。

## ■ 告示

### ◎群馬県告示第248号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成19年7月20日

群馬県知事 小寺 弘之

- 1 定期検査を行う区域 利根郡及び沼田市
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
平成19年9月3日	午前10時～午後3時	片品村文化センター
平成19年9月4日	午前10時～午後3時	川場村保健センター
平成19年9月6日	午前10時～正午	昭和村社会体育館
	午後1時～午後3時	昭和村保健センター
平成19年9月7日	午前10時～午後3時	みなかみ町水上公民館
平成19年9月10日	午前10時～午後3時	みなかみ町新治支所
平成19年9月11日	午前10時～午後3時	みなかみ町中央公民館
平成19年9月13日	午前10時～正午	沼田市南郷集会所
	午後1時～午後3時	沼田市利根町振興局
平成19年9月14日	午前10時～午後3時	沼田市白沢町創作館
平成19年9月18日	午前10時～午後3時	沼田商工会館
平成19年9月19日	午前10時～正午	沼田市下町住民センター
	午後1時～午後3時	沼田商工会館
平成19年9月21日	午前10時～午後3時	沼田市役所東原庁舎
平成19年9月25日	午前10時～午後3時	利根沼田農業協同組合薄根支所
平成19年9月27日	午前10時～午後3時	利根沼田農業協同組合川田支所
平成19年9月28日	午前10時～午後3時	利根沼田農業協同組合川田支所
平成19年10月1日	午前10時～午後3時	利根沼田農業協同組合池田支所
平成19年10月2日	午前10時～午後3時	利根沼田農業協同組合沼田青果物集荷所
平成19年10月4日	午前10時～午後3時	利根沼田農業協同組合利南支所
平成19年10月11日	午前10時～午後3時	沼田市役所東原庁舎

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 社団法人群馬県計量協会

#### ◎群馬県告示第249号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年7月20日

群馬県知事 小寺弘之

1 起業者の名称 沼田市

2 事業の種類（仮称）利南運動広場建設工事

3 起業地

(1) 収用の部分 沼田市沼須町字川端地内

(2) 使用の部分 なし

4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 沼田市教育体育課

5 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沼田市沼須町字川端地内に運動場を建設する事業（以下「本件事業」という。）であり、法第3条第32号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、市議会で議決された、沼田市基本構想である沼田市第五次総合計画に盛り込まれた事業であり、財源措置も講じていることから、起業者である沼田市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

① 得られる公共の利益

沼田市利南地区は市の南側に位置しており、民間の宅地開発等により人口が増加傾向にあるが、同地区内の運動場は廃校となった旧利南中学校多目的広場のみであり、利用できる日や時間帯が限られ一部の市民しか利用できない状況である。

また、野球場は市内に2箇所あるが両球場とも公認野球規則に規定された硬式野球のできる規模を有しておらず、また、夜間照明施設がなく利用時間帯も限られるため、公式戦は近隣町村の野球場を借りて実施している状況である。さらに、テニスコートは、7箇所あるもののいずれも屋外体育施設の建設指針に規定された規格値よりも狭く、夜間照明施設を有するものは2箇所しかなく、公式のテニス大会時には野球同様に近隣町村のテニスコートを借りて実施している状況である。

本件事業の完成により、沼田市の野球・テニス競技の拠点が整備され、競技者の技術の向上やスポーツ指導

者の養成が可能となり、多くの市民が参加する公式戦が市内で開催することができるとともに、沼田市のスポーツの発展に寄与し、更には、幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層の市民も日常生活の中で当該施設を利用することにより、市民の健康と体力の維持増進、市民交流の促進が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### ② 失われる利益

沼田市の調査によれば、本件事業の予定地には、保全すべき動植物の存在は確認されていない。

また、史跡文化財については、周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在しているが、事前に群馬県教育委員会との協議を行い、必要に応じて記録保存等の措置を講じるよう指示されており、起業者としてその指示の下、適切に対処することになっている。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

#### ③ 事業計画の合理性

本件事業は、沼田市基本構想に基づき、沼田市第四次総合計画を一部変更し、取り組むべき課題を整理した上で、沼田市第五次総合計画で策定されている。この総合計画で生涯学習の推進を図るために実施する事業であり、沼田市総合体育施設整備基本計画に定められた内容に適合していると認められる。

また、完成後の施設については、沼田市社会体育施設設置及び管理条例に基づく管理・運営が図られることになっている。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性

##### ① 事業を早期に施行する必要性

3 ①で述べたように、野球場及びテニスコートについては、公認された規模に適合する施設が、同市内にはないことから、公式戦の開催が可能で市民が安心してスポーツ等ができる施設を早期に建設する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

##### ② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

---

#### ◎群馬県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県前橋土木事務所にお

いて一般の縦覧に供する。

平成19年7月20日

群馬県知事 小寺 弘之

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	渋川大胡線	勢多郡富士見村大字引田字高橋10番の4 地先から同郡同村大字田島字長泉寺413 番の1地先まで	前	9.4~15.0	356.0
			後	10.4~15.5	356.0

#### ◎群馬県告示第251号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成19年7月20日

群馬県知事 小寺 弘之

下善地急傾斜地崩壊危険区域 次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	都市	大字	字	地番
1	高崎市	箕郷町善地	地神	351番1
2	同	同	同	349番2
3	同	同	同	348番1
4	同	同	島田	356番1
5	同	同	地神	353番
6	同	同	島田	361番2
7	同	同	同	367番1

この関係書類は、群馬県県土整備局砂防課及び群馬県高崎土木事務所において縦覧に供する。

#### ◎群馬県告示第252号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成18年6月21日から適用する。

平成19年7月20日

群馬県知事 小寺 弘之

「子持村商工会 渋川市吹屋382-2」を「渋川市子持商工会 渋川市吹屋382-2」に改める。

## ◎群馬県告示第253号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成19年6月28日から適用する。

平成19年7月20日

群馬県知事 小寺弘之

「社団法人群馬県消防設備保守協会 前橋市大渡町一丁目10-7（群馬県公社総合ビル内）」を「社団法人群馬県消防設備協会 前橋市大渡町一丁目10-7（群馬県公社総合ビル内）」に改める。

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成19年7月20日

群馬県知事 小寺弘之

1 申請のあった年月日 平成19年7月6日

2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人利根川上下流連携支援センター

3 代表者の氏名 宮林茂幸

4 主たる事務所の所在地 利根郡川場村大字中野626

5 定款に記載された目的 この法人は利根川上流と下流の住民が森林の大切さや、森林利用に対する共通の認識を持ち、相互が連携して森林づくりに取り組むためのサポート機能の充実を図ることにより、健全な森林の維持造成を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成19年7月20日

群馬県知事 小寺弘之

1 申請のあった年月日 平成19年7月11日

2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人夢未来21

3 代表者の氏名 小林和州

4 主たる事務所の所在地 桐生市菱町2丁目3510番地の6

5 定款に記載された目的 この法人は、社会貢献活動を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項又は第6条第1項の規定により行う予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成19年7月20日

群馬県知事 小寺弘之

## 前橋保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
橋本俊英	医療法人中沢会上毛病院	前橋市下大島町596
山内芳樹	医療法人中沢会上毛病院	前橋市下大島町596
森宗昌	医療法人一羊会上武呼吸器科内科病院	前橋市田口町586-1
砂長千雪	医療法人一羊会上武呼吸器科内科病院	前橋市田口町586-1
川田忠嘉	医療法人一羊会上武呼吸器科内科病院	前橋市田口町586-1
堀口敬美	社会保険群馬中央総合病院	前橋市紅雲町一丁目7-13
関矢亜矢子	社会保険群馬中央総合病院	前橋市紅雲町一丁目7-13
吉澤千景	社会保険群馬中央総合病院	前橋市紅雲町一丁目7-13
萩原里実	前橋赤十字病院	前橋市朝日町三丁目21-36
三原大輔	前橋赤十字病院	前橋市朝日町三丁目21-36
井上文孝	前橋赤十字病院	前橋市朝日町三丁目21-36
後藤智紀	前橋赤十字病院	前橋市朝日町三丁目21-36

## 伊勢崎保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
二階堂恭太	大島病院	伊勢崎市太田町508-1
大島孝二郎	大島病院	伊勢崎市太田町508-1

## 高崎保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
河村俊英	公立碓氷病院	安中市原市一丁目9-10
米田尚弘	公立碓氷病院	安中市原市一丁目9-10
坂本龍彦	公立碓氷病院	安中市原市一丁目9-10
塙野由紀	公立碓氷病院	安中市原市一丁目9-10

宮口信吾	公立碓氷病院	安中市原市一丁目9-10
齊藤泰之	公立碓氷病院	安中市原市一丁目9-10
原口通比古	医療法人誠和会正田病院	安中市安中一丁目16-32
渡辺聰一郎	医療法人信愛会本多病院	安中市鷺宮205-1
渡辺俊樹	医療法人信愛会本多病院	安中市鷺宮205-1
逸見大造	財団法人群馬慈恵会松井田病院	安中市松井田町新堀1300-1

沼田保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
増田裕一	沼田クリニック	沼田市栄町61-3
櫻谷昌孝	沼田クリニック	沼田市栄町61-3
茂原淳	沼田クリニック	沼田市栄町61-3
山㟢健二	沼田クリニック	沼田市栄町61-3
直江伸行	沼田クリニック	沼田市栄町61-3
榛沢和彦	沼田クリニック	沼田市栄町61-3
森平和明	沼田クリニック	沼田市栄町61-3
清水常正	沼田クリニック	沼田市栄町61-3
武田隆綱	武田メンタルクリニック	沼田市横塚町1181-1
塩崎美織子	塩崎医院	沼田市清水町4211

太田保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
黛博雄	太田福島総合病院	太田市東今泉町875-1
剣持雅彦	剣持整形外科・Kスポーツクリニック	太田市東本町42-1

桐生保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
迫恭子	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3
柴梓	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3
村田舞	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3
山下均	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3

館林保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
引間昭夫	館林厚生病院	館林市成島町262-1
渡邊正之	館林厚生病院	館林市成島町262-1
須田英明	医療法人社団田口会新橋病院	館林市下三林452
近江史人	館林記念病院	館林市台宿町7-18
武田隆子	館林記念病院	館林市台宿町7-18

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり県営土地改良事業の工事が完了したので公告する。

平成19年7月20日

群馬県知事 小寺弘之

土地改良事業の名称	地区名	工事完了年月日
県営畠地帶総合整備事業	沼須	平成19年7月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨、公告する。

平成19年7月20日

群馬県知事 小寺弘之

番号	開発区域に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字石打字宿畠686-3	邑楽郡邑楽町大字石打682番地5 秋元良彦
2	邑楽郡邑楽町大字石打字宿畠651-2	邑楽郡邑楽町大字中野2611番地1戸ヶ崎貸屋6号棟 圓山浩一、圓山広美
3	邑楽郡邑楽町大字中野字道本350-2	邑楽郡邑楽町大字中野92番地 神藤真和
4	邑楽郡邑楽町大字石打字宿畠651-1	邑楽郡邑楽町大字藤川甲48番地1 櫻井会美、櫻井厚
5	安中市磯部一丁目字塩ノ久保109-3、146-	安中市磯部一丁目12番5号

	2、146-4、147-1、148-1、148-2、148-4、148-5、149-1、149-2、149-9、151-2、152-5、155-3の一部、155-4、155-5、155-6、156-2、156-3、158-1、158-2、158-3、158-5、158-6、158-7、158-8、159-2、159-3、159-5、159-7、159-9、159-12、159-14、159-15、159-17、159-19、159-20、159-21、159-22、159-23、159-24、159-25、159-26、159-28、159-29、159-30、159-31、159-32、160-2、字久保1090-5、1101-22、1101-23	株式会社磯部ガーデン 代表取締役 櫻井丘子
6	渋川市八木原字堰上71-1、71-2	埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

## ■ 公安委員会規則

群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則及び利用カード等自動販売機等による販売等の届出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月20日

群馬県公安委員会委員長 神 谷 ト メ

### 群馬県公安委員会規則第6号

#### 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則及び利用カード等自動販売機等による販売等の届出に関する規則の一部を改正する規則

(群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則の一部改正)

第1条 群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成11年群馬県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第6号を次のように改める。

(6) 群馬県青少年健全育成条例（平成19年群馬県条例第19号）に関すること（知事の所掌に属するものを除く。）。

(利用カード等自動販売機等による販売等の届出に関する規則の一部改正)

第2条 利用カード等自動販売機等による販売等の届出に関する規則（平成14年群馬県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「群馬県青少年保護育成条例（昭和36年群馬県条例第28号。以下「条例」という。）第33条」を「群馬県青少年健全育成条例（平成19年群馬県条例第19号。以下「条例」という。）第46条」に改める。

第2条第1項中「第33条第1項」を「第46条第1項」に改める。

第3条第1項中「第33条第2項」を「第46条第2項」に改める。

第4条中「第33条第3項」を「第46条第3項」に改める。

別記様式第1号中「群馬県青少年保護育成条例第33条第1項」を「群馬県青少年健全育成条例第46条第1項」に改める。

別記様式第2号中「群馬県青少年保護育成条例第33条第2項」を「群馬県青少年健全育成条例第46条第2

項」に改める。

別記様式第3号中「群馬県青少年保護育成条例第33条第3項」を「群馬県青少年健全育成条例第46条第3項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

### ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成19年7月20日

群馬県立群馬産業技術センター所長 植 松 豊

#### 1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量 赤外線応力測定システム 一式
- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成20年2月28日(木)
- (4) 納入場所 群馬県立群馬産業技術センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名を入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争参加資格 次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2の規定により作成された平成18・19年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有することを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に満たし得ることを証明した者であること。
- (5) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

#### 3 入札書の提出先等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び提出先並びに問い合わせ先  
〒379-2147 群馬県前橋市亀里町884-1 群馬県立群馬産業技術センター 担当 田邊祐介  
電話027-290-3030
- (2) 入札説明書の交付方法 入札説明会において直接交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所 平成19年7月26日(木) 午後1時15分 群馬県立群馬産業技術センター第一第1ミーティングルーム
- (4) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年8月29日(水) 午前9時 群馬県立群馬産業技術センター第一第1ミーティングルーム（郵便による場合は書留郵便とし、上記3(1)に同月28日までに必着のこと。）

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、当該調達物品を納入できることを証明する書類を入札日の1週間前までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間ににおいて、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、契約担当者から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを入札日の1週間前までに提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応ずべきものとする。説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他群馬県財務規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、群馬県財務規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Official in charge of the disbursement of the procuring entity:Yutaka Uematsu, Director of the Gunma Industrial Technology Center

(2) Classification of the products to be procured:Thermoelastic stress measurement systems by infrared thermography

(3) Delivery period:by February 28, 2008

(4) Delivery location:Director of the Gunma Industrial Technology Center

(5) Qualifications for participating in the tendering process:

①Those who do not fall under any of the 4 provisions of Article 167 (Cabinet Order 16, 1947) of the Regional Home Affairs Law Enforcement Ordinance

②Those who have been registered on the 2006–2007 Materials and Services Purchase Contract Qualifications Register in accordance with Article 170.2 of the Gunma Prefecture Financial Regulations

③Those who have proven their ability to manufacture and/or achieve the sales of said materials and/or service within the deadlines expressed above

④Those who have proven their ability to readily satisfy such obligations as providing postsales service, repairs, parts, etc., reliably and over a long period of time

⑤Those who are able to be present within Japan at the inspection conducted by the Gunma prefecture

- (6) Time-limit for tender: 9:00 AM, August 29, 2007  
(7) For further information, contact: Yuusuke Tanabe, Gunma Industrial Technology Center, 884-1,  
Kamesato-machi Maebashi-shi, Gunma-Ken 379-2147 TEL 027-290-3030

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---